

平成 19 年度における 事務事業等見直し効果額

1 議員報酬等の削減	4,000 万円
2 特別職給与の削減	800 万円
3 行政委員報酬の削減	300 万円
4 その他委員報酬の削減	600 万円
5 職員給与等の削減	2 億 2,600 万円
6 (新) 時間外勤務手当の削減	6,600 万円
7 (新) 補助金・負担金の見直し	7,500 万円
8 (新) 委託料等の見直し	1 億 7,100 万円
合 計	5 億 9,500 万円

1 議員報酬等の削減

市議会議員の報酬を年収ベースで 25% 減額

2 特別職給与の削減

市長・助役・教育長の給料を年収ベースで 20% 減額

3 行政委員報酬の削減

教育委員，農業委員，選挙管理委員等の報酬を 15% 減額

4 その他委員報酬の削減

従来 5,300 円だった手当を 1,000 円に減額

5 職員給与等の削減

職員給与の 5% 削減および管理職員手当等の削減

6 時間外勤務手当の削減

職員の時間外勤務手当総額を給料総額の 6.7% から 4.0% に抑制

7 補助金・負担金の見直し (37 件)

18 年度より拡大して削減

(社会福祉協議会運営補助金，自治会事務費補助金等)

8 委託料等の見直し

施設維持管理委託料，図書購入費の削減

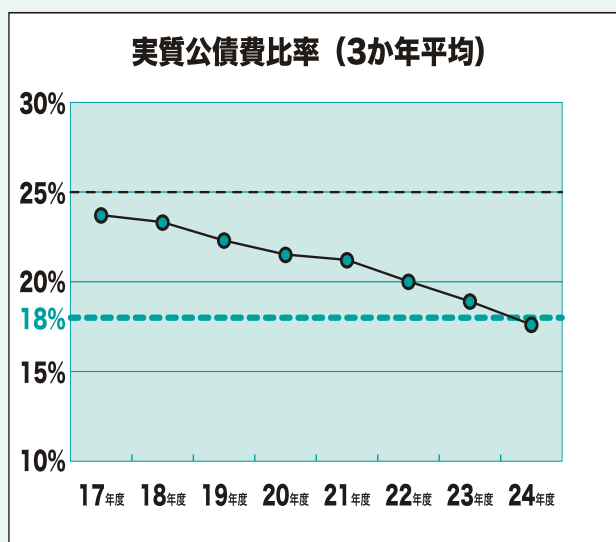
公債費負担適正化計画を策定しました

【計画期間 平成 18 年度～ 24 年度 (7 年間)】

この計画は財政規模に対する公債費等（借金返済とそれに準じた費用）の割合が高くなっている自治体が自主的に策定するもので，今後の地方債の発行を抑制し，実質公債費比率を計画期間内に 18% 未満に引き下げていくものです。市の財政運営上，18% 未満が青信号，18%～25% 未満が黄信号，25% 以上になると赤信号とされ，赤信号が点灯すると財政再建団体として扱われることとなります。今後は，この計画に基づいて各年度の発行額を平均 18～20 億円程度に抑制し，実質公債費比率を段階的に下げていきます。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
実質公債費比率 (%)	23.7	23.3	22.3	21.5	21.2	20.0	18.9	17.6

※平成 18 年度以降は見込額 ※実質公債費比率は 3 か年平均



地方債発行額を下げても，すぐに実質公債費比率が大幅に下がるわけではありません。それは，地方債の償還期間が 10 年，20 年と長いため，これまでの地方債の償還がまだしばらく続くためです。また実質公債費比率には，一般会計で借入する地方債以外にも，特別会計や公営企業会計に対する繰出金等も影響します。その結果，実質公債費比率（3 か年平均）は計画最終年度の平成 24 年度でようやく 17.6% となり，目標値の 18.0% を下回るようになります。来年度以降，この計画をもとに予算編成を行い，計画どおりに進んでいるかを確認しながら，財政の健全化に努めてまいります。